

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年7月17日
【会社名】	株式会社ピクセラ
【英訳名】	PIXELA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 池本 敬太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 300,000,000円 (新株予約権証券) その他の者に対する割当 11,770,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,111,770,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 新規発行株式(以下、「本新株式」という。)の発行は、平成27年7月17日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本新株式の発行は、届出の効力の発生を条件とします。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	3,000,000株	300,000,000	150,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	3,000,000株	300,000,000	150,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は150,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
100	50	100株	平成27年8月3日(月)		平成27年8月3日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われなないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ピクセラ 管理部	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店	堺市堺区甲斐町東一丁目1番8号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	110,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	11,770,000円
発行価格	新株予約権1個につき107円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.07円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年8月3日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ピクセラ 管理部 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
払込期日	平成27年8月3日(月)
割当日	平成27年8月3日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店

(注) 1. 第6回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成27年7月17日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ピクセラ 普通株式(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式11,000,000株とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、100円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{株式数}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本項第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は株式分割に伴って交付される場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号ないし各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号ないし各の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された} \\ \text{当社普通株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。

新株予約権の行使時の払込金額	<p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,111,770,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年8月3日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成29年8月2日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ビクセラ 管理部 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 堺支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき107円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p>

組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
-------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,411,770,000	64,000,000	1,347,770,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(300,000,000円)に、本新株予約権の払込金額の総額(11,770,000円)及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,100,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権公正価値算定費用1,500,000円、開示資料作成等事務費用(印刷費用等)600,000円、開示資料作成費用1,500,000円、弁護士報酬費用1,500,000円、登記関連費用4,900,000円、アドバイザー費用54,000,000円(割当候補先紹介料として本新株予約権の行使により当社へ入金された金額に4%を乗じた金額、本株式の発行により当社へ入金された金額の5%を乗じた金額を株式会社ユークリッド・キャピタルへ支払うものです(上限額54,000,000円。))となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及びアドバイザー費用は減少します。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

a. 本新株式

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
i 既存事業(パソコン関連事業、ホームAV事業、AVソフトウェア事業)における運転資金	190百万円	平成27年8月～平成27年9月
ホームAV事業における新規案件の開発資金	95百万円	平成27年8月～平成29年9月

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 上記の本新株式による差引手取概算額285百万円につきましては、足下の現預金が薄くなってきているため、既存事業における量産製品の材料費・加工費及び人件費、その他販売管理費への充当に190百万円、また、既存事業における新規案件(ホームAV事業のAir-Tuner(受信したデジタルTV放送波を無線で送信してPC、スマートフォンやタブレット端末等で視聴可能にする製品の当社呼称)ならびにコアボード(デジタルTV放送を受信するための内蔵型電子回路基板)の後継機種)の受注・開発を行うための試作費、外注費に95百万円を充当する予定であります。

b. 本新株予約権

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
(1) IoT事業推進におけるZ-Waveセンサーの開発、LTE通信向けの機器の開発 (内訳) Z-Waveセンサーの開発 (内訳) (ハードウェア・ソフトウェア開発) (サーバー開発) (課金システム開発) (販売促進・宣伝広告) LTE通信向けの機器の開発 (内訳) (LTE通信デバイス開発) (低消費電力LTE通信モジュール開発) (LTE通信防災端末開発) (販売促進・宣伝広告)	499百万円 (内訳) (110百万円) (70百万円) (20百万円) (25百万円) (81百万円) (138百万円) (30百万円) (25百万円)	平成27年8月～平成29年9月 (内訳) (平成27年8月～平成29年3月) (平成27年8月～平成29年9月) (平成27年12月～平成28年12月) (平成27年12月～平成29年9月) (平成27年10月～平成29年4月) (平成27年8月～平成29年9月) (平成28年1月～平成28年6月) (平成27年12月～平成29年9月)
(2) 自動多言語翻訳システムの開発 (サーバー・クライアントアプリ開発)	61百万円	平成27年10月～平成29年9月
(3) AR/VR事業の企画・開発 (内訳) (アプリ・コンテンツ開発) (企画・マーケティング)	102百万円 (内訳) (82百万円) (20百万円)	(内訳) (平成27年10月～平成29年9月) (平成27年8月～平成29年9月)
(4) 社債の償還資金	400百万円	平成27年8月～平成29年7月
合計	1,062百万円	

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(1,100,000,000円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。また、資金使途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、上記(4)(1)(2)(3)の順に充当する予定であります。
3. 予約権の行使が進まない場合の社債償還原資の確保につきましては、開発規模の見直しによる手元資金の捻出もしくは借入等の新たな資金調達の実行等により対応する予定であります。
4. 上記(4)社債の概要：
 ・発行時期・引受先：平成26年4月10日付でPleasant Valley, Hillcrest, L.P.、Clear Sky, L.P及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合55号(以下「引受人ら」といいます。)を割当先として発行した株式会社ピクセラ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)
 ・社債の総額：金399,999,985円
 ・各社債の金額：金8,163,265円
 ・払込金額：本社債の金額100円につき金100円(但し、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする。)
 ・利率：利息を付さない。
 ・転換価額：129円(固定)
 ・満期：平成31年4月10日
 ・新株予約権の行使可能期間：平成26年10月10日から平成31年4月10日

この度償還する理由：

- ・本新株予約権付社債の発行要項第11項(2)(ロ)には、当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日において債務超過になる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合に、引受人は当社に対して本社債の全部又は一部について繰上償還を請求する権利を有するものと定められております。当社が平成26年9月期末において債務超過の状態であり、かつ平成27年3月31日までの期間において債務超過の状態でなくならなかったことにより、引受人らが当社に対して、同項に基づき、それぞれ保有する本社債(合計49個)の全部について繰上償還を請求する権利を有していたところ、引受人らとの協議の上、全部の一括償還ではなく、分割償還することで合意に至ったことが理由になります。

支出予定時期をこの2年間としている理由：

- ・本新株予約権付社債の発行要項上は引受人は本社債全部について繰上償還を請求する権利を有しているところ、当社の資金繰りに鑑み、引受人との間で、一括償還ではなく2年間の分割による償還に合意いたしました。当該分割償還期間については、今般Oakキャピタルに対して発行する新株予約権の行使による払込資金を償還の資金に充てることを予定しているため、新株予約権の行使可能期間に合わせております。

5. 新規事業の展開について：

当社は、昭和57年の創業以来、デジタル機器を通じて社会に貢献することをテーマとして、技術開発を基軸に、ソフトウェア、ハードウェア半導体設計に至るまで、すべての基幹技術を自社で開発し、マルチメディアを身近にする新しい技術や製品を提供してまいりました。

平成に入った頃より普及し始めたインターネットやその後のブロードバンド環境整備により人々の生活は大きく変化し、当社としては、移り変わりの早いユーザーズに合わせ事業変遷をおこなってまいりました。現在はホームAV事業、パソコン関連事業、AVソフトウェア事業の3つの事業を展開し、これまで培ってきた画像・音声のコーデック技術、画像処理技術、デジタルテレビ放送処理技術を生かし、ハードウェア、ファームウェア、ドライバ、ミドルウェア、アプリケーションをWindows、Mac、iOS、Android、組み込みOSなど様々なマルチプラットフォームで、ワンストップ・ソリューション設計開発を強みとした事業展開を進めております。しかし、近年におけるスマートフォンやタブレットの急激な台頭に伴い、パソコン市場（特にコンシューマ向け市場）及びデジタルカメラ・デジタルカムコーダ市場が急激に縮小しております。当社はこれらの市場の縮小に対応すべく、ホームAV事業内のAndroid搭載スマートフォン・タブレット用TV視聴アプリケーションのスマートフォン・タブレットメーカー向け販売が大きく伸張すると見込んでおりましたが、iPhoneやiPadのシェア拡大に伴い、当該事業も大きな伸びが期待できない状況となっております。

こうした市場環境において、今後当社は、自社の強みを活かすことのできる事業への進出により、盤石な売上と利益基盤を構築することが急務であると考えております。

また、当社は平成26年9月期末に債務超過の状態となったため、現在、東京証券取引所において上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっております。このため当社は、当期初より事業構造改革を推進し、経費の削減や子会社の売却等により収益の改善を図っておりますが、当第2四半期末（平成27年3月末）現在においても49百万円の債務超過となっており、平成27年9月末までに債務超過が解消されなければ、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することから、債務超過の解消は、既存株主の皆様の株式価値維持の観点から緊急の課題であります。

一方で、債務超過の状態が継続していることから、平成26年4月に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者より繰上償還請求があり、交渉の結果、当社はこれに応ずることにいたしました。

よって当社は、債務超過の解消と社債の償還を行うとともに、自社が持つ技術開発力を活かすことができる以下の分野を成長事業分野と定め、成長戦略を推進させるため、資金調達を検討してまいりました。

- ・IoT関連事業
- ・自動多言語翻訳システム事業
- ・AR/VR事業

IoT関連事業について

IoT（Internet of Things）とは、「あらゆるモノ」がInternetを通じて接続され、モニタリングやコントロールを可能にする技術であり、人それぞれの意識や行動パターン、各種センサーや家電、自動車や家具、建築物、また、教育や医療の現場など一見ITとは無関係なものが、インターネットで繋がり、様々な相互作用を生み出し、人々のライフスタイルに大きな変化をもたらされ、新たな経済圏が創出されると期待されています。

当社におきましては、ネットワークTVチューナーの組込機器開発技術、サーバー開発技術、スマホ・タブレット上のアプリケーション開発技術を生かすことで、他に類のない独自（AV機器との連携含む）のIoT製品を自社製品として開発することが可能となります。既に平成25年より、微弱電力の無線通信でインターネットに接続する家庭内の機器の開発を開始し、一部の通信事業者ならびに家電メーカーへ実証実験を目的とした納入をしております。これら製品はホームセキュリティ・見守り・介護・HEMS（Home Energy Management System〔ホーム エネルギー マネジメント システム〕）分野での活用用途が立っております。

具体的に当社では、IoT分野において以下のように事業展開していく計画です。

(A) Z-Wave(ホームオートメーションやセンサーネットワークのように低消費電力、長時間運用を要求する装置のために設計された近距離無線通信方式)分野においては、まず、以下の製品を開発いたします。

製品	説明
Z-Waveを搭載したゲートウェイ	Z-Waveの通信をインターネット通信規格に変換する機器。センサー同士の制御も行う
Z-Waveを搭載したセンサー製品	マルチセンサー（温度/湿度/照度/人感等を検知するセンサー）、ドアセンサー等
リモート監視用ネットワークカメラ	特定のユーザーがインターネットを介して遠隔地からスマートフォンにて視聴可能なWi-Fi搭載カメラ
IoT専用サーバー	センサーやカメラのデータを保存し、必要に応じセンサーを遠隔で制御する。また、蓄積されたビッグデータの解析も行う
IoT専用スマートフォン用アプリケーション	各種センサーやネットワークカメラの情報を閲覧したり、操作するためのスマートフォン用アプリケーション

これらの新製品は、インターネット通販や全国の量販店での販売をはじめ、サービス事業者等へ幅広く拡販を進めていく計画です。

上記に加え、当社が開発したセンサーを含むシステムを活用して、以下のような「安全」「安心」「見守り」「介護」に関連する見守り・簡易ホームセキュリティサービスを当社が提供することを計画しております。

サービス項目	説明
簡易ホームセキュリティ	鍵の閉め忘れ検知、一人暮らしの女性向けストーカー対策など
見守りサービス	高齢者の安否確認、お子様の帰宅検知、ペットの状況確認など
家電遠隔操作	スマートハウス

見守り・簡易ホームセキュリティサービスの提供にあたっては、携帯電話・固定回線事業者、ケーブルテレビ会社、不動産賃貸管理会社など、多数の個人及び法人顧客を持つパートナーと連携して行うことも検討しております。

このZ-Wave分野の事業資金として、外部人件費98.4百万円、金型費10百万円、委託開発費36百万円、認証費24百万円、試作費31百万円、宣伝広告費25.5百万円に充当することを予定しております。また、開発した製品・サービスは、平成27年12月より順次発売開始を予定しております。

- (B) LTE (Long Term Evolution ロング・ターム・エボリューション。現在主流となっている第3世代携帯電話(3G)を高速化させた携帯電話通信規格) 分野においては、まず、以下の製品を開発し、平成27年12月より販売開始していく予定です。

製品	説明
LTE通信機能搭載USB Dongle	パソコンで高速LTE通信を行うためのUSB接続通信機器。さらに、Wi-Fi通信機能も搭載しており、USB給電可能なACアダプタと接続することで、スマートフォン、タブレット、ゲーム機など様々なWi-Fi通信機器がインターネット接続可能となる。

そして、以下のLTE搭載機器についても平成27年8月以降速やかに開発を進め、平成28年以降、順次発売開始していく計画です。

製品	説明
LTE通信モジュール	LTE通信モデムチップならびにLTE通信に必要な部品を集約した部品。本部品を搭載した機器開発が短期間でかつ容易に開発できるよう様々なソフトウェアの搭載等が特長。
LTE通信機能搭載センサー各種	上記LTE通信モジュールと様々なセンサーを組合せた商品。例えば、温度・湿度・照度等のセンサーと組合せると、別途ゲートウェイを介すことなく、直接LTE通信にてサーバーへ接続することができる。
LTE通信機能搭載高齢者向け防災端末	上記LTE通信モジュールを搭載した、地震や洪水などの災害情報を受信するためのIP-STB(インターネット接続可能なセットトップボックス)。固定回線と比較し設置が容易となるのとあわせ、ランニングコストも大幅に削減できる。

これらの当社新規開発製品は、インターネット通販や全国の量販店での販売をはじめ、携帯電話・固定回線事業者等幅広く拡販を進めていく計画です。

このLTE分野の事業資金として、外部人件費67.5百万円、金型費10百万円、委託開発費119百万円、認証費28百万円、試作費24百万円、宣伝広告費25.5百万円に充当することを予定しております。

自動多言語翻訳システム事業について

これまでの自動翻訳は、パソコンなどにインストールされている、自動翻訳アプリケーションによる方法が主流でしたが、ICT (Information and Communication Technology) 技術革新により徐々に、クラウド上で提供されているサービスへ移行することが予想されます。また、スピードが高まり精度が高い自動翻訳が可能となれば、スマートフォンやタブレットなど、あらゆるデバイスでサービス利用拡大が見込まれます。

当社が持つ映像処理技術やデジタル放送処理技術、無線LANを利用したハードおよびソフト開発は、インターネットや各種デバイスなどの技術革新とも関連性が強く、近年では、スマートフォンやタブレットの普及に伴い、Android、iPad / iPhone向けデジタルソリューションを展開しており、これら技術を応用した自動翻訳システム事業参入により、新たな収益基盤を確立してまいります。

具体的には、まず、ホテル・旅館・病院・在日外国人宅を対象として、スマートフォン、タブレット、液晶テレビ及びセットトップボックスを通じた多言語での防災情報提供及び翻訳サービスの提供からスタートし、その後、デジタルサイネージ端末を通じた駅・空港・観光地・商業施設での翻訳サービスの提供、さらには鉄道、自動車(レンタカーを含む)、観光バスへのカーナビ(車載テレビ)を通じた翻訳サービスの提供へと、順次展開していく計画です。なお、当社の翻訳サービスは、総務省所管の国立研究開発法人であるNICT(情報通信研究機構)が保有する27か国対応の翻訳エンジンを賃借し、当社のサーバーでクラウド・サービスとして提供する予定です。

この翻訳事業の事業資金として、外部人件費52.8百万円、委託開発費8百万円に充当することを予定しております。また、開発した製品・サービスは、平成28年5月より順次発売開始を予定しております。

AR/VR事業について

AR/VR (Augmented Reality・Virtual Reality)とは、コンピュータグラフィックスや音響効果を組み合わせ、3D-CGなどで人工的に現実感を作り出す技術をいいます。

当社はAR/VR事業を新規事業として位置づけ、当社が持つ映像処理技術を活用し、3Dデータの作成および販売、3Dネットショッピングモール開発や運営、販売店向けツール開発、AR/VRを活用した広告制作事業と広告掲載事業などを手掛けてまいります。

AR/VRの活用例としては以下のようなものがあります。

分野	活用方法
住関連・自動車・アパレルなどの購買シーン	実空間上に3D-CGを表示し、ARで商品を配置することで、より詳細な商品イメージ及び利用イメージを確認できる
教育やゲーム	実空間上に3Dキャラクターを出現させ、3Dキャラクターと会話をするなど、新しいコンテンツビジネスを創出
アミューズメント・スポーツ	周辺機器への導入

当社は国内では数少ない、デジタル機器アプリケーション開発からハードウェア開発までのワンストップ・ソリューションを提供出来る企業であり、当社はこの機をチャンスと捉え、これら成長事業分野を戦略のメインテーマとし、これまで培った高度な技術やノウハウの蓄積を活かし、クライアントやユーザーズにマッチした、ソフトウェアおよびハードウェア企画開発ならびにメンテナンスまで担う、業界をリードするデジタルトータルソリューションカンパニーを目指してまいります。

AR/VRの活用例は上記のように多彩ですが、当社では、まずエンターテインメント領域においてゲーム等のアプリ、コンテンツ開発からはじめ、住関連の商品説明用アプリやコンテンツ開発を取り組んでいく予定です。また、ARにおいては、Windows10で標準サポートされる機能で、PCだけでなく、タブレット、スマートフォン、Xboxにおいても共通して同機能、同アプリを実現できるため、当社の既存事業分野の次なる応用展開が期待できます。

このAR/VR事業の事業資金として、外部人件費81.6百万円、委託開発費20.8百万円に充当することを予定しております。また、開発した製品・サービスは、平成28年4月より順次発売開始を予定しております。

以上の成長および事業戦略を推進し、安定収益を確保し、収益力を高めることが、将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を行なうことを決定いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

本新株式・本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、Oakキャピタル株式会社との間で平成27年8月3日締結予定の「総数引受契約」の締結日以降、以下に掲げる期間のいずれにおいても、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行等(公募が私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その形態を問わず、組織再編行為等における対象有価証券の交付を含む。)又はこれに関する公表を行わない。

前項に加えて、当社は、払込期日から6か月間が経過した日以降、(イ)さらに6か月間が経過した日又は(ロ)本新株式・本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株式の発行価額・本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での対象有価証券の発行又は交付若しくは処分又はこれに関する公表を行わない。

(1) 払込期日から6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

(2) 払込期日から6か月間が経過した日以降、さらに6か月間が経過した日又はOakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間

ただし、当該(2)の期間においては、本新株式の発行価額・本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での発行等又はこれに関する公表に限りロックアップの対象とする。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株式により取得した当社の株式を、本新株式の発行価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の180%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。

当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の80%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに当社とOakキャピタル株式会社との間での「総数引受契約」の締結時点で既に発行された有価証券の行使に基づき発行又は交付されるものを除く。

2. 先買権について

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債(以下「本追加新株式等」という。)を発行又は交付(以下「本追加新株式発行等」という。)しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容(本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先(以下「提案先」という。)の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を記載した書面(以下「本通知書」という。)を交付しなければならない。

O a k キャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面(以下「応諾通知」という。)を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

当社は、本項第 号に従いO a k キャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。

当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

3. 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

ストック・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付(上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。)の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%(新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。)を超えないとき

開示書類に記載された既発行の新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき

上記の他、当社とO a k キャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

4. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにO a k キャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 第154期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	平成27年6月26日提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を行っております。

当社は、従前より当社を支援して頂ける投資家候補を過去に当社のファイナンシャルアドバイザーを担当していたいただいていた株式会社ユークリッド・キャピタル（代表取締役：上月 一矢、住所：東京都港区芝浦4-20-2）の上月氏と共に模索していた中、平成27年4月初旬に、以前同社が他案件で割当先候補としてコンタクトを図ったことのあるOakキャピタル株式会社の紹介を受け、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただき、支援して頂くことになりました。

その後、Oakキャピタル株式会社より、当社の株価、既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達する当社のニーズを充足し得る調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、最終的に平成27年7月17日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

Oakキャピタル株式会社は、潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富であり、当社は、同社の企画提案力、他企業とのネットワーク構築力、新事業の創出能力が、今後の当社が推進する事業展開において、顧客や事業提携先の紹介などで寄与することが期待できると考えております。

Oakキャピタル株式会社からは、同社のこれまでの投資先企業やその他の親密先企業で当社の新製品共同開発パートナーとして適切と思われる企業の提案・紹介を当社に対して行いたいと考えている旨、口頭による表明を受けております。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割り当てる本新株式3,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数は11,000,000株であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明しております。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明しております。

なお、当社は、Oakキャピタル株式会社から、本新株式の割当日（平成27年8月3日）より2年間に於いて本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を金融商品取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、その内諾を得ております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権に係る払込金額については、払込期日にその全額を払い込む旨並びに必要な資金も確保されている旨、及び本新株予約権の行使価額についても、実際に行使する場合に必要な資金の手配について特に支障はない旨の報告を受けております。これに加えて、Oakキャピタル株式会社の平成27年3月期に係る有価証券報告書に掲げられた財務諸表の閲覧により、同社が本新株式の払込金額の総額及び本新株予約権の発行価額の総額並びに本新株予約権の行使総額の合計額を十分に上回る現預金を保有していること、払込期日である平成27年8月3日時点においても保有している見込みであること、及び本新株予約権の行使に必要な資金について同社が保有する営業投資有価証券の売却益を充当するなど資金調達手段を確保していることを確認しております。これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において「コンプライアンス行動規程において、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断することを定めております。反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的として、反社会的勢力への対応にあたり基本的な方針や具体的な対応について定めております。」との記載があることを確認し、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式については該当事項はありませんが、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされておりす。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年7月16日の東京証券取引所市場における当社普通株式の終値である100円を発行価額といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均104.0円に対するディスカウント率は3.8%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均105.3円に対するディスカウント率は5.1%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均107.1円に対するディスカウント率は6.7%となっております。

本新株式の発行価額の決定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしましたのは、平成27年5月15日に平成27年9月期第2四半期決算短信、平成27年7月14日に平成27年9月期通期の業績予想の修正を発表いたしました。直近の当社業績の動向並びに当該決算発表後の株式市況全般の動向及び当社株式の株価動向から直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと判断したためであります。なお、かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会においては、このたび調達する資金を事業開発・研究開発資金に充当し、事業開発・研究開発により事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち、社外監査役2名）から、本新株式の発行は、市場慣行に従った一般的な方法であることから、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の公正価値の評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに当社の株価が20取引日連続して行使価額の180%を超えた場合に当社が残存する本新株予約権を取得することができるという取得条項を始めとした本新株予約権の本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利子率、当社株式の流動性等に関する一定の前提、並びに当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社株価が行使価額を上回っている場合に割当予定先が出来高の一定割合の株数の範囲内で権利行使を行うこと、権利行使して取得した株式を市場価格で売却すること、当社の株価が20取引日連続して行使価額の180%を超えた場合に当社が残存する本新株予約権を取得することができるという取得条項に基づき取得を実施することが経済合理的であると判断される場合には当社が取得条項を発動し、割当予定先は取引コストを勘案して残存する本新株予約権の権利行使を行うことを含みます。）を置いて評価を実施しています。当社は当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当予定先との協議を経て、本新株予約権の1個当たりの払込金額を金107円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成27年7月16日の東京証券取引所市場における当社普通株式の終値である100円を行使価額といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されており、また、行使価額においても直近の株式価値を適正に反映しているため、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の本新株式発行による株式数3,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数11,000,000株を合わせた14,000,000株に係る議決権数は140,000個となり、当社の総議決権数145,590個(平成27年7月17日現在)に占める割合が96.16%となることから、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、今回の本新株式及び本新株予約権発行による資金調達を行うことにより、債務超過を猶予期間内に解消して対象会社普通株式の上場廃止を回避し、財務体質を改善・強化して、足元の既存事業の収益改善につなげることができます。加えて、平成26年4月に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者からの繰上償還の求めに可及的速やかに対応したうえで、当社の強みである技術開発力を活かせる新たな事業分野である「IoT関連事業、自動多言語翻訳システム事業及びAR/VR事業」に進出することにより、既存の主たる事業分野における市場縮小という経営環境の悪化を乗り越えて利益基盤の構築を図ることができることから、今回の資金調達については、償還する社債の規模並びに開発の規模及び新事業の性質を考慮すると、上記規模の資金が必要であり、中長期的な視点から今後の安定的かつ発展的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数3,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数11,000,000株を合わせた14,000,000株に係る割当議決権数は140,000個となり、当社の総議決権数145,590個(平成27年7月17日現在)に占める割合が約96.16%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式発行後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10番24号			3,000,000	17.09%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	17.43%	2,538,381	14.46%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	5.49%	800,000	4.56%
田中 良和	京都市伏見区	542,000	3.72%	542,000	3.09%
株式会社エス・エス・ディ	大阪府富田林市藤沢台6-24-22	475,000	3.26%	475,000	2.71%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	223,700	1.54%	223,700	1.27%
松田 義広	東京都新宿区	187,500	1.29%	187,500	1.07%
ビクセラ従業員持株会	大阪市浪速区難波中2-10-70	161,800	1.11%	161,800	0.92%
野村證券株式会社	東京都中央区	160,311	1.10%	160,311	0.91%
畑 隆夫	京都市西京区	151,700	1.04%	151,700	0.86%
計		5,240,392	35.99%	8,240,392	46.93%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成27年3月31日以降の株主の異動を加味して記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年7月17日現在の発行済株式総数及び総議決権数に、本新株式の割当株式数3,000,000株(議決権30,000個)を加えて算出しております。

3. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

(2) 本新株式発行後、本新株予約権が全て同時に行使された場合の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
Oakキャピタル 株式会社	東京都港区赤坂八丁目 10番24号			14,000,000	49.02%
藤岡 浩	大阪府富田林市	2,538,381	17.43%	2,538,381	8.89%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	5.49%	800,000	2.80%
田中 良和	京都市伏見区	542,000	3.72%	542,000	1.90%
株式会社エス・エ ス・ディ	大阪府富田林市藤沢台 6-24-22	475,000	3.26%	475,000	1.66%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	223,700	1.54%	223,700	0.78%
松田 義広	東京都新宿区	187,500	1.29%	187,500	0.66%
ピクセラ従業員持 株会	大阪市浪速区難波中 2-10-70	161,800	1.11%	161,800	0.57%
野村證券株式会社	東京都中央区	160,311	1.10%	160,311	0.56%
畑 隆夫	京都市西京区	151,700	1.04%	151,700	0.53%
計		5,240,392	35.99%	19,240,392	67.37%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成27年3月31日以降の株主の異動を加味して記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年7月17日現在の発行済株式総数及び総議決権数に、本新株式の割当株式数3,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数11,000,000株を合わせた14,000,000株(議決権140,000個)を加えて算出しております。

3. 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明しております。

4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株式の発行に加えて本新株予約権が全て行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して95.37%、発行前の議決権総数に対して96.16%希薄化することとなります。しかしながら、当社取締役会の判断として、今回の資金調達、平成27年9月末までに債務超過を解消して上場廃止を回避するとともに、財務体質を強化し、かつ事業開発資金を確保することが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上に繋がるものと判断し、本新株式の発行及び本新株予約権の発行による資金調達を行うことを決定いたしました。資金調達の方法としては、新規事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、東京証券取引所市場第二部に上場する投資会社であり、豊富な投資実績を有するとともに、企業投資に付随して、成長戦略の策定や営業支援なども行うなど、投資先企業の企業価値向上のための総合的な支援体制を有しています。

割当予定先における当社に対する投資方針は純投資であり、株価が上昇した場合には、順次売却を進め、株式の長期保有又は経営参加若しくは企業支配の意思はないことに加え、当社の資金需要に応じた新株予約権の行使が見込まれ(株価が行使価額に満たない場合であっても妥当な資金使途であると判断できる場合は行使を実施した実績がある)、払込資金に関する問題もないことから、かかる割当予定先の保有方針及び投資方針は合理的であり、既存株主に対する大規模な希薄化が生じることを考慮しても(上記の保有・売却方針から、結果として50%等の保有比率となる事は想定していません。)、相当なものであると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

今回の本新株式発行による株式数3,000,000株及び本新株予約権の目的である株式の総数11,000,000株を合わせた14,000,000株に係る議決権数は140,000個となり、当社の総議決権数145,590個(平成27年7月17日現在)に占める割合が96.16%となることから、相応の株式の希薄化につながるようになります。

しかしながら、今回の本新株及び本新株予約権発行による資金調達を行うことにより、債務超過を猶予期間内に解消して対象会社普通株式の上場廃止を回避し、財務体質を改善・強化して、足元の既存事業の収益改善につなげることができます。加えて、平成26年4月に発行いたしました第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債権者からの繰上償還の求めに可及的速やかに対応したうえで、当社の強みである技術開発力を活かせる新たな事業分野である「IoT関連事業、自動多言語翻訳システム事業及びAR/VR事業」に進出することにより、既存の主たる事業分野における市場縮小という経営環境の悪化を乗り越えて利益基盤の構築を図ることができることから、今回の資金調達については、償還する社債の規模並びに開発の規模及び新事業の性質を考慮すると、上記規模の資金が必要であります。発行数量及び株式の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を上回っており、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当します。また、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条第2号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、当社とは利害関係の無い弁護士及び社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成27年7月17日付で福岡智人氏(福岡智人法律事務所)及び社外監査役2名(河崎達夫氏および野垣浩氏)から、

債務超過のため上場廃止の猶予期間中であること及び転換社債型新株予約権付社債について繰上償還を求められていること等当社の置かれた現状に照らして、即時の資金調達の高度な必要性が認められること、

資金調達の方法に関して、借入、公募増資、株主割当等、他の調達方法を比較検討した上で、本新株式及び本新株予約権の発行を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期が合理的であること、

本新株式の発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること、

本新株予約権の発行価額は、第三者機関が算出した結果に基づいて決定しており、行使価額を含む発行条件及び算定条件について不合理な点はないと認められること、

発行数量及び株式の希薄化に関し、債務超過を猶予期間内に解消して対象会社普通株式の上場廃止を回避し、財務体質を改善・強化して、足元の既存事業の収益改善につなげ、発行済新株予約権付社債の繰上償還の求めに可及的速やかに対応したうえで、対象会社の強みを活かせる新たな事業分野に進出することにより、既存の主たる事業分野における市場縮小という経営環境の悪化を乗り越えて利益基盤の構築を図り、継続企業の前提に重要な不確実性が認められる状況を脱却することが是非とも必要であることから、著しく不合理な水準ではないと認められること、～を総合的に勘案した結果、本新株式及び本新株予約権の発行に関して、資金調達の必要性、調達方法及び発行条件の相当性は認められると判断する旨の意見書を受領しております。

なお、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第33期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後(平成26年12月22日提出)、本有価証券届出書提出日(平成27年7月17日)までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年12月31日 (注)	944,881	14,678,981	59,999	1,344,059	59,999	242,768

(注) 第三者割当(デット・エクイティ・スワップ)による新株発行に伴う増加であります。

発行価格 127円 資本組入額 63.5円 割当先 藤岡 浩

2．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期)及び四半期報告書(第34期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年7月17日)までの間において重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の(継続企業の前提に関する重要事象等)に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(4) その他のリスク

～ 略

新株予約権の権利行使による株式価値の希薄化について

平成27年7月17日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当の方法による第6回新株予約権を発行いたしました。

これらの新株予約権の目的となる株式の数11,000,000株は、平成27年7月17日現在の当社の発行済株式総数14,678,981株の74.94%にあたり、行使により当社株式1株あたりの株式価値が希薄化される可能性があります。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度において3期連続の営業損失を計上し、さらに当第2四半期連結累計期間においても、50百万円の営業損失を計上し、また、純資産についても49百万円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループでは、当該状況を解消すべく事業の構造改革によるコスト削減などの施策を実施しておりますが、本有価証券届出書提出日現在においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3．最近の業績の概要

第34期第3四半期連結累計期間(自平成26年10月1日至平成27年6月30日)における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

会計期間	第3四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成27年6月30日)
売上高(百万円)	2,300

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため記載しておりません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査も終了しておりません。

4．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年7月17日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成26年12月22日提出臨時報告書（平成26年12月25日提出の訂正臨時報告書を含んだ内容となっております。）〕

1．提出理由

平成26年12月19日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年12月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第22条を新設するものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役に藤岡浩氏、池本敬太氏、栗原良和氏、神田徹平氏、岩本朗氏及び古川徳厚氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	69,864	337	0	(注)1	可決	98.53
第2号議案 取締役6名選任の件				(注)2		
藤岡 浩	65,533	4,667	0		可決	92.43
池本 敬太	66,404	3,796	0		可決	93.65
栗原 良和	61,906	8,294	0		可決	87.31
神田 徹平	69,760	440	0		可決	98.39
岩本 朗	69,758	442	0		可決	98.39
古川 徳厚	69,753	447	0		可決	98.38

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

[平成27年3月26日提出臨時報告書]

1. 提出理由

当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年3月26日(取締役会決議日)

平成27年4月1日(株式譲渡予定日)

(2) 当該事象の内容

当社は、平成27年3月26日開催の取締役会において、当社が保有する連結子会社である株式会社ピアレックス・テクノロジーズの全株式を譲渡することを決議いたしました。

(3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額内容

当該株式の譲渡により、平成27年9月期第2四半期において、約75百万円を特別利益として計上する予定であります。なお、連結損益に与える影響額につきましては、譲渡する子会社の平成27年3月末時点の純資産額により変動する可能性があります。

〔平成27年3月31日提出臨時報告書〕

1. 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称又は氏名

主要株主でなくなったもの：株式会社エス・エス・ディ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	14,750個	10.13%
異動後	8,250個	5.67%

(注) 1. 議決権の数は、異動前については平成27年1月9日付の大量保有報告書(変更報告書)、異動後については平成27年3月31日付で当該株主から報告された所有株式数に基づいております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、少数点第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成27年3月31日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,344百万円

発行済株式総数 14,678,981株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日	平成26年12月22日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第2四半期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日	平成27年5月15日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年12月22日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において500,114千円の営業損失を計上し3期連続の営業損失となり、また、当連結会計年度において492,545千円の当期純損失を計上した結果、当連結会計年度末において111,651千円の債務超過であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は連結財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年12月15日の臨時取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピクセラの平成26年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、株式会社ピクセラが平成26年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月22日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において547,387千円の営業損失を計上し3期連続の営業損失となり、また、当事業年度において540,617千円の当期純損失を計上した結果、当事業年度末において92,155千円の債務超過であることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は財務諸表には反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成26年12月15日の臨時取締役会において第三者割当による新株式の発行を決議している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月15日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

日野公認会計士事務所

公認会計士 日野 利 泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重 谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において3期連続の営業損失を計上し、その結果債務超過の状態となった。当第2四半期連結累計期間においては50百万円の営業損失を計上し、4百万円の四半期純損失となり、引き続き債務超過の状態であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。